

INFORMATION Circular

JAPANESE SOCIETY OF DEVELOPMENTAL BIOLOGISTS

■第17回総会報告	1
■第31回運営委員会報告	1
■DGD編集委員会報告	2
■事務局よりお願い	2
■第9期会長および運営委員選挙について	2
■成茂科学器械研究所寄付金による海外出張旅費援助の募集	3
■成茂科学器械研究所へ感謝状	4
■金谷晴夫先生記念論文の寄稿について	4
■第17回大会を終って……大会委員長 藤本 十四秋	4
■大会に参加して……野村一也(九大), 団まりな(大阪市大)	6
■第17回大会講演要旨送付のお詫び ……(財)日本学会事務センター	8
■昭和60年度山田財団研究援助候補者推薦について	8
■昭和59年度山田財団研究援助決定	9
■日本学術会議第93回, 94回(臨時)総会報告	10
■会員異動	18
■日本発生物学会会則	22

NO.48

AUGUST 1984

日本発生物学会

〒158 東京都世田谷区深沢2-1-1

東京都立大学生物教室内

日本発生生物学会の諸組織は以下のとおりです

会 長：〒 194 町田市南大谷11
三菱化成生命科学研究所 発生生物学研究室
加藤淑裕（電話 0427-26-1211 内線244）

DGD編集主幹：〒 812 福岡市東区箱崎6-10-1
九州大学理学部生物学教室
山名清隆（電話 092-641-1101 内線4408または4410）

DGD編集幹事：〒 730 広島市中区東千田町1-1-89
広島大学総合科学部
天野 実（電話 082-241-1221 内線357）

事務局：〒 158 東京都世田谷区深沢2-1-1
東京都立大学理学部生物学教室
（電話 03-717-0111 内線 364, 365）

（幹事長） ^{ヤナギサワ トミオ} 柳沢 富雄
（会計幹事） ^{ウエムライ サオ} 上村伊佐緒
（庶務幹事） ^{ヤザキ イクコ} 矢崎 育子

学会センター：〒113 文京区弥生2-4-16
学会センタービル内日本学会事務センター
日本発生生物学会係（電話 03-815-1903）

入退会、会費納入、および出版物（DGD、サーキュラー等）の郵送については、上記学会事務センターに書面で御問合せ下さい。

1. 第17回総会報告

第17回総会は、昭和59年5月13日午後1時30分より学会会場である熊本大学医学部で開かれた。議長に村松 喬氏（鹿児島大・医）を選出した。議長の発議により、運営委員及び編集委員の在任中に故人となられた金谷晴夫氏への黙祷を捧げた後、以下のように議事が進行した。

1. 藤本十四秋第17回大会委員長挨拶
2. 加藤淑裕会長挨拶
3. 国際発生生物学会の報告（岡田節人 I S D B 会長）

1985年のロスアンゼルス会議への参加要請及び日本発生生物学会の協力（旅費援助・後述）に対する感謝など。

4. 学会活動報告（柳沢富雄幹事長、山名清隆 D G D 編集主幹）

成茂寄付金（毎年50万円）の用途が決定したこと、D G D への投稿を増やすため、100コピーを無料とすること、金谷記念事業としてレギュラーナンバーの一つを特別号とすることなど（詳細は別記）

5. 昭和58年度決算報告（上村伊佐緒会計幹事、サーキュラーNo.47参照）
6. 会計監査報告（鈴木明郎、溝口元会計監査委員）。会計監査の結果、適正であることが報告され、承認された。
7. 学会活動方針（加藤会長）

D G D への投稿呼びかけ、国際発生生物学会の L O S 会議への積極的協力、次期第18回大会が名古屋大学で行われる予定であることが話された。また59年10月には会長、運営委員の改選が行われる予定であり、選挙管理委員として、田沢栄五郎氏（横浜市大）、石田克美氏（帝京大）、灰野和氏（都立大）の三氏の選出が報告され承認された。

8. 昭和59年度予算案（上村会計幹事）。予算案は原案通り承認された。（サーキュラーNo.47参照）。
9. 第18回大会委員長挨拶（委員長代理梶山正雄氏）
10. この他、会場より、大会運営について、ポスターセッション等に関する若干の意見、希望がのべられた。

2. 第31回運営委員会報告

第31回運営委員会は昭和59年5月11日午後6時より、熊本市ホテルニューキャッスルで行われた。

出席者：加藤淑裕（会長）、岡田節人、岡田益吉、鈴木義昭、竹市雅俊、竹内郁夫、平本幸男、水野丈夫、米田満樹、杉山 勉、山名清隆（D G D 編集主幹）…（以上運営委員）、天野 実（D G D 編集幹事）、梶山正雄（学術会議）、藤本十四秋（第17回大会委員長）、柳沢富雄（幹事長）、上村伊佐緒、矢崎育子（以上事務局）。

報告、審議事項は、総会の項と重複するので省略する。

3. DGD編集委員会報告

別刷の無料化と金谷先生の記念事業について

編集委員会（5月11日）の報告をいたします（5月13日の総会で可決されております）。

- (1) 今後、論文1編につき100部（表紙なし）の別刷を無料にします。さらに多数の別刷が必要な方は、いままでどおり校正のとき印刷所に注文してください。
- (2) 金谷晴夫先生の業績を記念する事業を行います。“金谷晴夫先生記念論文の寄稿について”（本号4ページ）をごらんください。

なお、このような場合には、従来、著者に印刷費の半分程度を負担していただきました。しかし、今回はこの著者負担を廃止しました。

別刷を無料にしたり著者負担を廃止すれば、当然、その分だけ学会の経営状態を悪化させることとなります。それにもかかわらずこれらのことが実施されるのは、ひとりでも多くの方々がDGDへ投稿して下さることを希望してのことです。おおいに投稿してください。

そして、別刷の無料化や著者負担の廃止が会費の値上げをひきおこすことのないように、あらゆる努力がなされることになっています。会員の方々のご理解とご援助を期待しています。

4. 事務局よりお願い

上記、別刷の無料化、および著者負担の廃止によって、およそ300万円近く経費増となる見込みです。会費値上げをしないで、運営をしてゆくためには収入増の努力をしなければなりません。そこで会員の皆様にも次の四点につき協力下さいますようお願いいたします。

- 1) 会員（一般、賛助）を増やす。
- 2) 会費をすみやかに納入する。
- 3) DGDの購読者を増やす。
- 4) 広告を増やす。

なお広告は1ページ大で、DGDは年6回、15万円。サーキュラーは年3回、2万円です。半ページ大はほぼこの半額となります。

会員、講読の申し込みには、同封のはがきをご利用下さい。

5. 第9期会長および運営委員選挙について

選挙管理委員会

会長および運営委員選挙は施行細則（本号22～25ページ、会則の項参照）に従って実施されるので、下記の諸点に御留意の上、郵便による投票をお願い致します。

- 1) 選挙に必要なものが当サーキュラーに同封してありますので御確認下さい。
 - イ) 会員名簿（昭和58年6月）
 - ロ) 投票用紙1枚：会長、運営委員併用
 - ハ) 内封筒（白）1枚：投票用紙を入れる。

ニ) 郵送用封筒(茶) 1枚, 宛名入り

2) 被選挙人は名簿に掲載されている全通常会員です。

ただし, 会則第5条第2項により, 次の方々には被選挙権がありません。

会長選挙……該当者なし

運営委員選挙……江口吾郎, 竹内郁夫, 岡田益吉, 鈴木義昭, 酒井彦一, 水野丈夫,
平本幸男, 星元紀

投票用紙には被投票者の姓名を明記すること。ただし, 同姓同名の被選挙人が2名もしくはそれ以上ある場合は, 住所・所属機関名などを付記すること。

3) 投票用紙郵送用封筒の裏には, 必ず選挙人の氏名および住所(所属)を御記入下さい。

4) 選挙の日程は下記の通りです。

第1次選挙(会長, 運営委員)

投票締切日 10月19日(金)

開票(公開) 10月20日(土)

第2次選挙(会長, 必要の場合)

投票締切日 11月22日(木)

開票(公開) 11月24日(土)

開票はいずれも午後1時より, 東京都立大学理学部会議室, A301号室にて行います。

6. 成茂科学器械研究所寄付金による海外出張, 旅費援助の募集

成茂科学器械研究所より毎年50万円づつ贈られる寄付金の使途について, 昭和59年1月および5月の運営委員会で審議の結果, 次の1~5のように決まりました。

1. 寄付金の使途: 日本発生物学会会員が, 国際学会出席などを含めた, 発生物学の国際交流を深める目的で外国出張する場合の旅費の補助にあてる。
2. 補助金の額: 1名25万円とし, 年間約2件に補助金を支給する。
3. 補助金支給希望者の申し出: 補助金の支給を希望する会員は毎年4月15日または12月15日までに, 必要書類を日本発生物学会事務局を経て会長に提出する。
4. 必要書類: 海外出張を予定する会員の所属・氏名, 出張の目的, 出張場所, 出張期間。
なお推薦状, 相手方の招待状などを添付しても良い。
5. 審査: 提出された書類につき, 通常1月および5月に開かれる運営委員会で審査し, 候補者を定める。通例, 半年毎に1名を決定するが, 同時に2名が候補者となることができる。
採択された場合は本人に通知し, インフォメーションサーキュラーに掲載する。

付則 i) 59年前半の書類の提出期限は10月1日とする。

ii) 60年度は, ISDBの国際会議が Los Angeles で開催される。JSDBは同会議を支援する態度表明として, この年度は同会議出席者のうちから2名を候補とする。

7. 成茂科学器械研究所へ感謝状

上記のような学会への寄付に対して会長より感謝状を贈った。

8. 金谷晴夫先生記念論文の寄稿について

基礎生物学研究所所長金谷晴夫先生が今年2月に逝去されました。先生は長年DGDの編集委員および日本発生生物学会の運営委員を務められ、日本における発生生物学会の発展に多大な貢献をなさいました。また先生は、卵成熟および受精に関する数々の優れた業績により、昨年の秋には文化功労者に選ばれました。日本発生生物学会は先生のこれまでの功績をたたえ、DGDに記念論文を掲載することに決めました。一つは招待論文のみからなる記念号(1985年第3号の予定; 記念号編集委員が先生のご研究に関係の深い分野から国内外約20名を選び寄稿を依頼する)であり、他の一つはregular issuesの中に先生にdedicateする論文をも掲載するもの(1985年第4、5号を予定; 分野に限らず先生にdedicateする論文を広く国内外から集める)です。尚、これらの記念論文の掲載により一般論文の発刊に遅れが出ないように配慮されています。

会員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

要 項

- 1) 記念論文として寄稿される方は論文第1ページにfootnoteとしてその旨を記すこと。
- 2) 記念論文の受付けは、1985年1月31日までとする。
- 3) 掲載までの手続きは記念論文である理由で特別扱いはしない。
- 4) 原稿の送り先: DGD編集主幹 山名清隆

〒812 福岡市東区箱崎6-10-1 九州大学理学部 生物学教室

発起人

片桐千明(北大・理), 岸本健雄(基礎生物学研究所),

Thomas E. Schroeder(ワシントン大学), 白井浩子(基礎生物学研究所)

長浜嘉孝(基礎生物学研究所), 平本幸男(東工大・理)

毛利秀雄(東大・教養), 山名清隆(九大・理)

※疑問の点は発起人にお問いあわせ下さい。

9. 第17回大会(1984, 熊本)を終えて

大会委員長 藤本 十四秋

今大会は、去る5月12~14日の3日間、235名の参加を得、学術集会では113題の研究発表と、シンポジウム1題が行われ、これに総会を併せて、盛会裡に無事終了した。各位のご協力に感謝申し上げる次第です。

準備の段階で、学術集会への申込演題は、117題であったが、これらを一瞥して感じたことは、研究の内容、扱われている材料とも、極めて多岐、且つ多彩に亘っていることであった。特に、

哺乳動物（齧歯類）を扱った研究が増えてきているのも、最近の一つの特徴のように思われる。これらのことは、発生生物学の研究領域が拡大し、また境界領域との接触が密になってきていることの左証であろう。

さて、プログラムを編成するために、前記の117題（うち3題は取消し）を、研究主題をもとにして、敢えて分類を試みると次のようになった。

卵・精子，受精，細胞周期，初期発生，中・後期発生（分化），細胞移動，細胞外基質，パターン・フォーメーション，発生と遺伝子，再生，細胞物理，テラトカルシノーマ，方法論，その他。

そして近い将来，発生過程の遺伝子レベルでの解析——これを発生遺伝学と呼ぶならば，この分野の研究が，重要な流れの一つになるような気がする。

ところで今回，1題の口演時間を一律に15分としたのは，これが総合的にみて妥当な時間であるとの判断のほかにも，3日間という会期を，できれば2日半に収めたいという思わくも，その理由のなかにはいっていたかも知れない。

シンポジウムについては，学術集会は会員の研究発表が第一義的であり，それを妨げない範囲で，しかしこの集会にアクセントをつけるという見地から，1題とした。お蔭で，座長にも最適の人を得て，意図した成果が挙げられたものと思う。

次は，講演要旨集を作りながらの感想であるが，これが予稿集なのか，集会記録（歴とした文献）なのか，また，“奥付”をつける必要があるのか，は迷ったところであった。このような議論は多分，不要であろう。今後とも，起承転結のある，短くても完全な抄録（報文的予稿）が，この要旨集に掲載されることを期待したい。

総会の記事は別に記されると思うので省略するが，この総会に出席してみると，意外と，学会の性格や現状が理解され，さらに未来への展望も開けておもしろい。なるべく多くの方の御出席，討論をおすすめする。

ところで，第2日目の懇親会ではお寛ぎ戴けたでしょうか。また，歴史に培われた森の都，熊本をエンジョイしていただけたでしょうか。懇親会の席で，要旨集，第6ページ，キャンパス見取図に記した「楷樹」^{カイジュ}について御紹介しましたが，学会もこの樹に肖る意味で再録的に記させていただきます。

「楷」（楷書の楷；幹や枝ぶりが整っている）は，日本では珍しい木で，熊本大学医学部構内にある大木のほか，東京は湯島の聖堂にある2本，岡山は閑谷学校廟堂前^{シズカニ}にある一対，がよく知られている。由来はともに同じ，「支那曲阜の孔子墓前伝子貢の手植のものより得たる種子を以て我が農林試験場に於て播育せられしもの一」で，これは大正14年，初代場長，白沢保美氏が持ち帰られた種子によっている。楷は学名を「とねりばはぜのき」と云い，うるし科に属する。中国では殆んど全土に生育し，その黄葉がすばらしいと云う。熊本の楷も黄葉したのち，葉が落ちて冬を越す。前記，岡山の閑谷学校の楷には見事な紅葉が見られる。この楷の木，苗から10年までは幹や枝他愛もなく乱れているが，10年を経ると，前述のようにそれがきちんと整ってきて，

さらに大木になる。わが発生生物学会はひと節十年の、ふた節目をやがて終ろうとしている。そして、大木に成長することは必定であろう。

昭和59年度 日本発生生物学会第17回大会収入支出決算書

1. 収入の部		2. 支出の部	
参加費	757,000円	会場設営費	231,350円
(一般参加費@4,000×148人)	(592,000)	係員アルバイト人件費 (@6,000×35人×4日)	840,000
(学生参加費@3,000×55人)	(165,000)	講師旅費, 謝金	341,200
学会本部からの補助金(要旨 集印刷費を含む)	950,000	通信, 郵送費	158,120
熊本県からの補助金	300,000	事務用品, 胸章, 布等購入費	239,439
熊本市からの補助金	150,000	事務局会議費	95,570
広告掲載料	190,000	印刷費	886,000
展示料	50,000	写真代	16,745
協賛金	410,000	<u>合計</u>	<u>2,808,424円</u>
銀行利子	1,424	<u>残金</u>	<u>0円</u>
<u>合計</u>	<u>2,808,424円</u>		

10. 大会に参加して

九大・理・生物 野村一也

第14回の京都での大会の後、発生生物学会にはごぶさたしていた自分にとって3年ぶりの学会参加であったが、大変楽しい会であった。かつての生化学がその当時存在した技術と力のすべてをつぎこんで細胞内構造と代謝とを解きあかしていったその熱気が、ようやく発生学にもものりうつってきているという印象をつよくした。

遺伝子組みかえ技術によって得られたクリスタリンやフィブロイン、セリシン遺伝子の発現の研究にみられるように、分化形質発現の調節をより判然と研究できる系がようやくその真価を発揮しはじめているようである。古くからの形態形成のなぞも、やがてはやはりもっとも正当的なアプローチによってとかれていくのであろう。近年発達した蛍光プローブ、画像解析、time lapse video, cell sorter などの技術と、古来の移植技術などがうまくむすびついて、古くからの発生のなぞ、からみあった *Gordius* の結び目が、しだいにほどけようとしているように感じた。

また発生生物学会に理論的傾向のつよい人達が根づいてきたのには眼をみはらされた。生物物理学会系の演題の流入は、今後の発生の研究にとって大変いい傾向だと思う。発生はああいうやり方ではわからないと考える人達は発生生物学会でのそうした発表をみてよりその確信を深める

かもしれない。またロマンにあふれる人達は自分もこうした発生学の研究へと参入していくことだろう。なにかしら異質のものがふれあうことで面白いものが生まれるなら大変楽しいことである。Wolpert や Turing の後塵を拝するのではない「本物」の発生の理論がでてくることを期待し、また実験と理論の両方をこなす人が多くでてくればいいなと思う。

若い人達の活躍にも眼をみはった。プログラムに印をつけてA会場からB会場、B会場からA会場へととびまわっている人達は、数年前よりもずっと活発に質問していたように思う。座長よりのものを含めて、ずっと実りある質問と批判がなされていたように感じた。

マスターではじめて学会に行った時は、まわりの見知らぬ人の中で聞ける限りすべての演題を聞いていた。やがて知人もふえ学会にたび重なって参加するにつれ、プログラム外での話し合いから得るところがふえていった。年に一回、遠くはなれている知人と会って語り合うのもまたいいものだと思った。

大阪市立大 団 まり な

長く、うっとうしかった冬がようやく去った5月半ば、熊本の町は南国らしい明るい空と、スコールのような激しい雨で我々をむかえてくれた。

大会では117の演題が、大小2つの会場に分かれて3日間にわたり発表された。また、発生過程で重要な役割を持つ細胞の長距離にわたる移動の問題にスポットをあてたシンポジウムでは、始原生殖細胞、リンパ球前駆細胞、血液幹細胞の他、細胞性粘菌と癌の転移の問題が議論された。

一般講演は例により、ウニ・ヒトデの類からサカナ、ニワトリ、マウスなどの動物を用い、学問的興味や実験技術も多岐にわたっていたが、その中であえて今大会の特徴を取り出してみるならば、細胞の移動や造形運動にかかわる細胞外マトリックスの問題と、さまざまな発生現象の遺伝子レベルでの解析の分野に、一定の流れが見られたように思う。また、大会最終日のA会場を独占した理論的アプローチの諸題は生物現象を数学的、物理学的手法によって理解しようとしてきた人々の息の長い努力が、ようやく生物学者の興味の範囲に届いてきたような、明るい兆候を示しているように感じられた。

ただ、このような青い空と、一定のクオリティーを保った研究発表と、盛況の懇親会と、並々ならぬお世話をいただいた熊本大学の方々の御努力にもかかわらず、この大会もまた、過去の諸大会の経験したある種の欠落感をまぬがれるものではなかったように思う。私自身まだこの欠落感の実体を十分に把握しているとは云い難いが、たとえば精子形成などの形態学的な分野や、現在世界で華やかな微小管をめぐるさまざまな問題が、全くと云える程顔を見せていないのは偶然であろうか。大勢の仲間が集まりながら楽しさに届かず、学問的な集りでありながら夢をはぐくむ子供らしさに欠けて居りはしないだろうか。研究を世界的レベルに保つために余裕を失ない、自分たちの仲間さえ締め出すような雰囲気がかもすのであれば、それは不幸なことだと思う。発

生現象にいくらかなりとも興味を抱く全ての人間を含み、荒唐無稽な考えにも耳を借す用意をもってはじめて、複雑を極める生物現象に立ち向う人間の集団として、学会本来の姿に近づき得るのではないだろうか。

11. 『第17回大会講演要旨』送付のお詫び

(財)日本学会事務センター

標記要旨集の発送に際しまして、当事務センターのミスにより二重発送および未発送等を生じてしまいました。

会員の皆様には、大変ご迷惑をおかけいたし、誠に申し訳ありません。深くお詫び申し上げます。

再び、この様な間違いを起こしませぬ様、深く反省すると共にチェック機構の強化、職員個人人の奮起等、努力する所存です。

12. 昭和60年度山田科学振興財団への研究援助候補推薦について

山田財団から研究援助候補推薦要領が届きました。応募なさる方は学会事務局へ推薦書用紙を申し込んで下さい。

- 1) 推薦書用紙送付：59年9月
- 2) 申請期限：60年1月末日（発生物理学会事務局あて郵送）
- 3) 学会内審査：2月
- 4) 財団へ推薦：3月上旬

推薦要領は次の通りです。

昭和60年度 山田科学振興財団研究援助候補推薦要領

援 助 の 趣 旨

本財団は、自然科学の基礎的分野における重要かつ独創的な研究に従事する個人又はグループに対し援助します。

援助の金額及び期間

イ. 金 額

(A) 1千万円前後2千万円以内の援助

(B) 3百万円前後5百万円以内の援助
併せて10数件

ロ. 期 間 1年を原則とします。研究の

継続を必要とする場合は、毎年提出された推薦書に基づき選考します。

推薦方法

- イ. 推薦者 本財団が依頼した学(協)会の代表者
- ロ. 推薦件数 1推薦者ごとに(A), (B)のおのおの1~2件
- ハ. 推薦手続 推薦者は、以下の書類を整え、ご送付願います。
 1. 所定の推薦用紙又はその写しに必要事項を記入したもの5部
 2. 関連主要研究報告リスト(使用用紙B5判)5部
 3. 同上報告のうちから3種をえらんで、その別刷もしくは写し4部

記載上の注意

- イ. 黒インクで明瞭に記入して下さい。
- ロ. 紙面不足のときには、同型同大の別紙で追加して下さい。
- ハ. 推薦書第1頁欄外の脚注には記入しないで下さい。
- ニ. 代表研究者は所属する大学(部等)・研究機関等の長から本援助の申込をすることについての承諾を得て下さい。

推薦締切期日 本財団へ推薦書が到着する締切期日は昭和60年3月31日(日)です。

選考方法 選考委員会において選考のうえ、理事会が決定します。

選考結果の通知 昭和60年6月末迄に推薦者及び代表研究者等にあて通知します。

援助金の贈呈 昭和60年6月及び12月に2分割して支給する。

推薦書送付先及び連絡先

財団法人 山田科学振興財団
(Yamada Science Foundation)
〒544 大阪市生野区巽西1丁目8番1号
ロート製薬株式会社内
電話 大阪(06)758局1231 ロート製薬株式会社呼出
付

- イ. 援助金の使途を変更する場合には、予め本財団の承諾を得て下さい。
- ロ. 援助金から支出することのできない経費は、文部省科学研究費の場合に準じます。
- ハ. 援助金の受領者に対して、必要に応じ研究経過、研究成果又は会計について報告書の提出又は発表を求めます。
- ニ. 研究成果を文書によって発表される際には、本財団(財団法人 山田科学振興財団, Yamada Science Foundation)の援助による旨を記載し、報文の類いにあつてはその別刷2部、また著書の類いにあつてはその1部をご寄贈願います。
- ホ. ご提出いただきました推薦書及び添付資料は、お返しいたしません。

13. 昭和59年度山田財団研究援助決定

日本発生生物学会は昭和59年度山田財団研究援助候補者として応募のあった2名を推薦したが、この程1名の研究援助を決定した旨山田財団より通知があった。

星 元紀 (名古屋大・理)

受精の生化学的、細胞生物学的研究(精子と卵外被との相互作用)

援助金額 350万円

14. 日本学術会議第93回、94回（臨時）総会報告

日本学術会議広報委員会

第93回総会：——学術研究団体登録規則他4件を可決——

第93回総会は、4月25、26、27日の3日間にわたり開催され、それぞれ176名、170名、157名が出席した。部会、委員会を中に挟んで慎重審議が進められたが、新法の下に脱皮を迫られる本会議の苦悩がにじみ出ている。

○ 会長、委員長等の諸報告

第1日目に定例の諸報告が行われ引き続き規則等策定委員会の報告が詳細に行われた。特に財務委員長から、今年度予算について、財政の厳しい中で増額（例えば研連関係費が2.6倍）された旨報告があった。また、国際学術交流委員会ISSC/IFSSO分科会委員長から、本会議のAASSREC正式加入が、わずか300ドルの分担金が予算化されないため、アジア諸国への信義を欠いている現況について縷々報告があった。さらに、学問・思想の自由委員長から、巨大科学・技術の急激な発達の下で、「今、なぜ学問・思想の自由か」についてのシンポジウムを予定しているとの報告があった。

次に、第13期に向かったの過渡期である本総会として最大の審議事項となる、規則等策定委員会報告があった。同委員会の分科会である学・協会分科会は、無作為抽出による学協会のアンケート等を踏まえて学術研究団体の登録基準等並びに同規則に関する説明事項を示した。研連分科会は、推薦に関する研連の編成及び部・専門の定員、地方区会員の確保等の困難な問題についての審議経過を報告し、異なる意見の調整上の問題点を明らかにした。

推薦制分科会は、学・協会からの会員候補者、推薦人及び推薦手続等について検討のための案を示し、問題点を指摘した。内部組織分科会は、常置・臨時委員会、研連組織（複数の部にまたがる研連の位置付けを含む。）の在り方、地方区活動の在り方等についてを報告した。また、政令策定対応小委員会委員長である会長から会員推薦管理会に対する報告がなされた。

○ 特別委員会の存続を可決

会長提案1として、「任期延長期間における特別委員会の存続について」が諮られた。学術情報・資料、国際協力事業、発展途上国学術協力問題、環境問題、エネルギー・原子力の5特別委員会から存続方が申請され、各委員会とも存続が可決された。

○ 学術研究団体の登録に関する規則を審議（本号12～16ページ参照）

次に、提案2として本総会の最重要議題である「学術研究団体の登録に関する規則について」が上提され、学術研究団体の登録要件の各条文（第1条、第5条）について逐条審議に入った。

第1条、第2条はさして質疑がなかったが、第3条の別表（部ごとの構成員数）に関連して、第7部から「第7部における構成員数は、2年以上の研究歴を有し、その学問分野で業績が1編以上ある者の数とする。」との備考を付すという修正提案が提出された。この修正案の趣旨は、科学者の定義が必要とのかねてからの第7部の考えを敷衍したもので、他の部を拘束するものではないが、別表の構成員数との関連で極めて重視している、とのことであった。この第7部提案に対する論議が集中的に行われたが、なお採択に至らず、3日目に持ち越された。

この他、第4条、第5条については、特に「団体の発表活動」、「団体役員の構成資格」等について質疑が集中した。

引き続き、学術研究団体の登録事務手続の各規定（第6条以下）については、特に「期ごとの登録（第6条第2項）の義務付け」、「推薦委員会と本会議本体との関係」等について質疑が行われた。

○ 学術研究団体の登録に関する規則他4件を可決

第3日目の冒頭、第7部から前日の修正案に関連して、同趣旨の文言を説明事項に入れることを前提にして撤回する旨の申出があり、了承された。

続いて、第5条第1項第3号に関する修正案が5件提出されたが、いずれも否決された。次に第13条第3項に関する第2部長提案（「推薦管理会は、第1項の異議の申出について必要と認めるときは、（中略）部の意見を聴くことができる。」を「推薦管理会は、第1項の異議の申出についての審理に当たっては、（中略）部の意見を聴くものとする。」に改める）を可決し、この一部修正の上で、原案が採択された。

引き続き、提案3の日本学術会議会員推薦管理会規則について、提案4の日本学術会議会則の一部を改正する規則について、提案5の日本学術会議法の一部を改正する法律の施行に伴う暫定措置に関する規則について、提案6の日本学術会議事務局組織規程の一部を改正する規則について、はすべて可決された。

なお、この4規則は、いずれも新法の下で本会議が活動する上で必要な最小限度の技術的条文改正である。

○ 各分科会報告を討議

次に規則等策定委員会の各分科会の報告を巡って細部にわたり活発に質疑応答が行われた。特に研連分科会の提出した問題については、法の趣旨及び解釈について多くの意見が出され、それを受けて、引き続き規則等策定委員会で検討することにした。

会員推薦委員会に関する会長の報告に関連し、各部からの意見が述べられた。推薦管理会の独り歩きのおそれ、また、本会議外部への委員委嘱手続等に疑義が出され、それを巡って若干の質疑応答がされた。この点については中立公正な立場を維持したいという会長の所信を受けて、政令策定対応小委員会で検討することになった。

以上をもって、本会議は新法の下で一応の準備体勢を整え、過渡期の第一歩を踏み出した。

学術研究団体登録規則に関する説明事項

1. 学術研究団体（第1条関係）

規則第1条は、法第18条の規定する学術研究団体の定義を明確化した規定である。

(1) 法第18条の「科学者により構成され」の「科学者」については、規則によって定義をせず、本会議における従来の慣行に従い、学術研究に従事している者を指すこととし、その範囲は、学界各分野の常識にまつことにする。「主たる構成員」の中に専ら学術研究に従事している者のほかに、他の職業に就きながら当該専門分野の学術研究活動を行っている者、大学院において学術研究活動の過程にある者、外国人研究者等を含んでも差し支えないものとする。

(2) 法第18条の「学術研究の向上発達を図ることを目的とする団体」は、法人格の有無は問わないが、漠然と学術一般を対象とした団体ではなく、各部が対応する具体的領域又は複数の部に関連する具体的領域における学術研究の向上発達を図ることを目的とする団体でなければならない。したがって営利、親睦、布教、政策の推進等を主たる目的とする団体は認められない。

(3) 法第18条の団体は「科学者により構成され」と規定されているので、科学者個人を構成員とする団体であることは法律の条文上からも読みとれるが、規則で改めてこの点を明確にすることにした。それゆえ学術研究団体、その他の団体が構成単位となっている連合体や恒常的に団体相互間の連絡・調整を図る団体は、法第18条の学術研究団体とは認められない。

また、本条の学術研究団体は、そもそも法第2条の「わが国の科学者の内外に対する代表機関」を構成する会員を推薦制度によって選出する母体となる団体であるから、国際学術団体の日本支部としてつくられている団体は、本条の学術研究団体に含まれない。ただし、独立した

日本の学術研究団体が同時に国際学術団体の日本支部を兼ねている場合は差し支えない。

科学者個人を主たる構成員とする学術研究団体で個人会員が通常の構成員（例えば、正会員、普通会员等）となっている場合でも、団体（法人）会員が賛助会員等の資格で会員に含まれているものも少なくない。この種の学術研究団体を認めることは差し支えないので、規則では「個人会員を主たる構成員」とすると規定し、必ずしも構成員のすべてが個人である必要はない、という趣旨を明らかにした。個人が主たる構成員であるか否かの判断は右の趣旨に照らして会員推薦管理会が認定することになるが、構成員数の大部分は個人会員でなければならない。また、学術研究団体の経常収入（会費、投稿料、学術研究集会等の参加費その他）の過半が原則として個人会員の負担によるものとする。

2. 活動期間（第2条関係）

規則第2条は、法第18条第1項第2号の定める活動期間についての規定であるが、部によって異にする理由がないので、すべての部につき共通に3年間と規定した。この期間は、規則第4条の定める活動状況に関する要件を実質的に備える期間であるから、途中で団体の名称や組織の変更があっても活動状況の要件が実質上3年以上備わっているものは認められる。この事実認定は会員推薦管理会の判断によることとなる。

3. 構成員数（第3条関係）

規則第3条は、法第18条第1項第3号の定める構成員数についての規定であるが、学術研究団体の実情は部によって異なるので構成員数に差を設けることにした。しかし、構成員が部にまたがる学術研究団体も少なくないので、部による差異をあまり大きくするのも妥当でない。それゆえ、社会・人文系はすべて100人とし、自然科学系

も200人から500人の範囲にとどめた。

規則第3条の構成員数には大学院生又は、これに準ずる専攻生、研究生、研修員等は含まれる。団体会員、単に主旨に賛同して事業を援助する賛助会員等の会員、大学の学部学生及びこれに準ずる者は含まれないものとする。

なお、第3条第2項でいう構成員の資格は、規則で特定していないが、第7部では一致して構成員を「2年以上の研究歴を有しその学問分野で業績が一編以上ある者と限定したい旨の了解事項が成立している。第7部では科学者の最小限の定義としてこの趣旨はもっともであるのでここに特記し、具体的運用については関連学術研究団体の自主的調整に委ねることとした。

4 活動状況に関する事項（第4条関係）

規則第4条は、法第18条第1項第4号の定める活動状況についての規定である。

(1) 第1号は、構成員による学術研究集会が年1回以上開かれていることを要件とするものである。研究発表を主とするカンポジウムを主とするか等の形態は問わない。

(2) 第2号は、学術定期刊行物を年1回以上刊行していることを要件とするものである。学術定期刊行物とは団体の研究活動の成果を内容とする定期的刊行物のことである。これには構成員の学術研究論文が掲載されるのが通常であるが、その他第1号の学術研究集会における研究発表に関連する「概要」及び「抄録」も、団体の研究活動の成果であるから、これを含むことを注記した。なお、自然科学分野においては論文の発表につき査読制度又はこれに準ずる制度が設けられているのが通常であるので、これを要件としている。ただし、単なる事務連絡や事務報告のたぐいの会報等は認められない。また、団体の研究活動の成果を財政上その他の理由で団体独自の刊行物として刊行することができないために、団体活動の一環として他の学術雑誌（外国で出版される雑誌を含む。）に公表している場合も、その団体の学術定期刊行物の発行に相当すると認められる団体の発表活動と

考えられるときは、これに準じて要件に含めることにした。しかし、団体の構成員個人が団体の活動と無関係に他の学術雑誌に公表しても、それは本号でいう団体の活動としては認められない。

(3) 第3号は、運営や活動についての団体の意思を正式に決定する総会等を年1回以上行っていることを要件とするものである。

5 構成に関する事項（第5条関係）

規則第5条は、法第18条第1項第4号の定める構成事項についての規定である。

(1) 第1号は、団体の規則のうでで構成員資格を特定の地域に限定している団体は認めない趣旨を規定したものである。言いかえれば構成員資格は全国的に開かれていなければならない。規則のうでで資格が限定されていなければ、構成員が現実に特定の地域に偏っていても差し支えないものとする。また、研究対象が特定の地域的問題に限られている団体（例えば地方史研究団体、寒冷地農業研究団体等）はもちろん差し支えないが、全国組織の地方支部は、構成員資格が地域的に限定されているので認められない。

(2) 第2号は、第1号と同様、団体の規則のうでで会員資格を特定の大学、研究機関その他の団体に所属する者に限定している閉鎖的団体は認めない趣旨を規定したものである。規則本文で「かつてこれらに所属していた者を含む」と記しているのは、同窓会的なものも、これに当たるといふ含意である。また、本号でいう特定の意味は、単一に限定されているわけではない。それゆえ、例えば特定の複数の大学に限定されている場合も含まれる。

(3) 第3号は、団体の管理運営に当たる者の過半数が専門的な科学者によって占められるのが望ましいという趣旨を表わす規定である。専門的な科学者という表現を規則でうたうと、何が「専門的」であるかということ巡って解釈が困難になるので、規則本文では、大学等の研究機関に所属する科学者その他学術研究に従事する科学者という表現にした。

この号で学術研究従事者とは、日本学術会議の会員資格に関する法定の要件と同じく5年以上の研究歴を有し、それぞれの学問分野で業績をあげ、その道の専門家として認められ学術研究に従事している者を広く指す意味に使っており、職業の形態を問わない。ただし、会員推薦管理会が、役員リストに基づき1人1人の役員につき、学術研究従事者であるか否かを認定することは管理会に過大の負担を課することになり現実的でない。したがって、この要件は、多分に訓示規定的な性格のものであり、例えば大学の学部学生や大学院生あるいはほとんど専門的業績もないような者が中心となるような団体を例外的にチェックする程度の規定にとどまる。

6 登録申請書（第6条関係）

規則第6条から第13条までは、登録の手続についての規定である。

- (1) 第6条第1項は、登録を申請しようとする団体は、推薦管理会に対し、推薦管理会の定める登録申請書を提出しなければならないことを規定したものである。
- (2) 第2項は、申請は、日本学術会議会員の推薦の行われるたびごとに行わなければならないものとし、推薦の行われる年の前年の6月30日とその締切日と定めたものである。

なお、第13期については、この規定に関する経過措置の特例を、6月の総会で定める予定である。

- (3) 第3項は、既に一度登録した団体については、二度目以降の申請の場合に、資料等の提出を一部免除することができるようにし、学術研究団体の事務の負担を軽減する趣旨のものである。
- (4) 第4項は、登録申請書に記載しなければならない事項を定めたものである。第1号から第5号までは、法第18条第1項第1号により、登録を申請しようとする団体は、定款や、会則等において名称、目的、事務所、構成員の資格及び代表者についての定めがあることとされているので、これらを記載することとし、併せて活動状況及び構成についても記載する

こととした。第3号の事務所の所在地は、事務所がなく、連絡場所のみの場合は、その旨を付記して連絡場所を記載することとなる。第6号の活動期間は、当該団体の設立からの期間でなく、規則第4条に定める活動を実際上行ってきた期間を記載するものであり、第7号は別表の構成員数を確認するため、記載を求めるものである。第8号において、研究連絡委員会が複数あるときはこれに優先順位を付することとした趣旨は、法第21条において、登録学術研究団体に関連研究連絡委員会が複数あるときは、会員の候補者の選定及び推薦人の指名は、それぞれ、関連研究連絡委員会（政令で定めるところにより、当該登録学術研究団体につき、その選定及び指名の別に会長が指定するものに限る。）ごとに、これを行わなければならないとしているので、会長指定の際の判断に資するため、これを求めることとしたものである。

- (5) 第5項は、推薦管理会において、登録を申請した学術研究団体が、法第18条第1項に規定する登録要件のそれぞれを備えているか否かを確認するため、登録申請書に添付する書面及び資料を定めたものである。第1号の定款、会則等は、法第18条第1項第1号の規定による名称等の定め存否のほか、規則第5条の地域制限及び団体所属制限の定め存否を確認するためのものである。

第2号の研究歴は、規則第5条第3号の役員が学術研究従事者であることを判断するための一応の資料であるが、前述のごとく規則のこの規定は訓示規定的なものであるから推薦管理会が1人1人につき研究歴の実質を判断することを要しないものとする。

第3号の「会費の収入の内訳その他収支の状況を明らかにする資料」は、経常収入における個人会員の占める割合等について確認の資料とするため、提出を求めるものである。

第4号も推薦管理会が登録要件を認定するための資料である。

7 登録事項（第7条関係）

法第18条第3項に掲げられている名称、目的及び法第18条第2項の規定による届出に係る研究連絡委員会のほか、事務所のある所在地、構成員の資格、代表者の氏名及び住所、活動期間及び構成員数等登録要件事項を登録事項とすることとした。

8 登録簿（第8条関係）

登録は、推薦管理会が定める登録簿に記載して行うこととし、登録簿は推薦が行われるたびごとに作成することとした。この登録簿は推薦管理会が保管する。

9 登録申請学術研究団体への通知（第9条関係）

- (1) 推薦管理会は、学術研究団体が法及び規則の定める登録要件を備えた団体であるか否かを審査し、その決定を登録申請団体に対して書面をもって通知しなければならない。
- (2) 特に登録をしない旨の決定は、登録申請団体に重要な影響を与える決定であるから、その書面には法第何条又は規則第何条の要件を備えていない等の理由が明記されていなければならない。

10 変更の届出（第10条関係）

- (1) 登録学術研究団体は、登録申請書記載事項に変更があったときは、書面をもってその旨を届け出さなければならない。
- (2) ただし、この届出は、登録学術研究団体との事務連絡上の必要及び登録要件に該当する事実の異動の確認の必要のために求められるものであるから、構成員総数及び規則第3条第2項に規定する構成員の数については、常に変動する要素であることも考えられるので、第3条第1項に規定する構成員数を充たさなくなった場合を除き、届け出なくとも差し支えないようにした。

11 登録事項調査（第11条関係）

推薦管理会は、登録要件にかかわる事実認定の必要上、又は登録後も推薦手続を進める必要上、登録申請書記載事項について説明を受けたり追加的に資料の提出を求めるとともに調査を行うことができるものとする。

12 登録抹消（第12条関係）

- (1) 法第18条第4項の規定に基づき推薦管

理会は、登録学術研究団体が登録要件を欠くに至ったときは、その登録を抹消しなければならない。

- (2) 推薦管理会は、この場合法第何条又は規則第何条の要件を欠くに至ったかの理由を明記して書面をもって当該団体に通知しなければならない。

13 異議の申出（第13条関係）

- (1) 第9条により登録をしない旨の通知を受けた登録申請学術研究団体や第12条により登録抹消の通知を受けた登録学術研究団体には、異議の申出を認め、再審の道を開くのが本条の趣旨である。
- (2) この異議の申出は、通知が到達してから20日以内に、理由を付した文書をもってしなければならない。学術研究団体の側からみると20日以内という限定は厳しいようにみえるかもしれないが、推薦手続の日程との関係で20日以内とした。
- (3) 推薦管理会は、再審の趣旨からいって、団体の代表から直接に説明を求める（ヒアリング）とか、より詳しい資料の提出を求める等、一層慎重な手続をふんだ上で審査のやり直しをすることとする（もっとも、異議の申出が取るに足りない理由に基づく場合もあるであろうから、すべての場合に、必ずこれらの手続をしなければならないというのも現実的でないので、再審を開始するかどうかの決定は推薦管理会に任せることとする）。
- (4) また推薦管理会は、本会議本体から独立した機関であるから、推薦管理会の権限に本会議本体が介入するのは妥当でないが、再審を慎重にするために、本会議本体が意見を述べる機会をもつことは必要であろう。それゆえ推薦管理会は、決定の事前手続として本会議本体の意見を聴くものとするに決した。この場合、学術の専門的判断が問題となる場合もありうるので、関連部（複数でもよい）の意見を聴く必要もありうるが、推薦手続の日程上の制約から部会を開く余裕がない場合も考慮して、その場合には当該部の役員を含む運営審議会の意見を聴くこととした。
- (5) 推薦管理会は、異議の申出があった場

合には、以上の手続を経て速やかに再審を行い、その結果をあらためて文書により当該団体に通知しなければならない。推薦管理会は、異議の申出を理由ありとして認めた場合には、第9条関係については、登録簿に当該団体を新しく登載する。

また、第12条関係については一度抹消した登録簿の登録を復活するものとする。

- (6) これらの手続を踏まえた上で、推薦管理会の抹消認定及びそれに関連する異議の申出の再審決定は推薦行為の行われる何日前までに終わってなければならない。しかし、この日程を今の段階で規

則でうたうことは困難であるので、その技術的処理は推薦管理会の内規に委ねることにした。

〔補註〕

本規則施行により登録学術研究団体が定まるが、これはあくまで推薦手続の上での登録学術研究団体であって、それ以外、ないしは、それ以上の意味を有するものではない。

また、従来の広報委員会所管の登録学・協会制度の「登録」とも趣旨を異にするので、登録学・協会制度で認められるものと、改正法の下での登録学術研究団体とは必ずしも同一ではない。

(日本学術月報5月号訂正版)

第96回総会（臨時）一部定数問題を原理的に集中審議—

第94回総会は、前日の連合部会をうけて、梅雨なお明けやらぬ6月19日から3日間にわたり開催された。新法の施行に伴い、第13期への移行に向けて、推薦制の具体的内容・手続その他、諸般の準備態勢を整えることが今総会の課題である。

推薦規則等を可決

第一日の冒頭、会長は、前総会以降の諸経過について報告し、本年5月30日を期して改正法が施行されたこと、現会員の任期が来年7月18日までと決まったこと、会員推薦管理会の構成が各都府ごとに外部推薦3名、内部推薦4名と定まったこと、等を述べるとともに、本総会の意義を強調し、審議への協力方を要請した。部会を経て、午後、提案審議が行われ、行政改革との絡みで事務局の簡素・合理化を図る「日本学術会議事務局組織規程の一部を改正する規則」（提案1）、新法の要ともいべき推薦制の細目を定める「日本学術会議会員の推薦手続に関する規則」（提案2）、法第21条の関連で会長の補佐役を定める「日本学術会議法等の規定により会長が行う関連研究連絡委員会の指定等について（申合せ）」（提案3）の3提案が、若干の質疑の後、いずれも賛成多数で可決された。

各部定数問題を巡って白熱の討議

今総会最大の焦点は、懸案の各部定数問題に本会議としてどう決着をつけるか、にあった。この問題については第8期以降、長い沿革があり、人文・社会科学と自然科学の調和を重視する「各部同数論」と、本会議発足後の新しい専門分野の成熟ないしは複合・学際領域の発展を考慮する「傾斜配分論」とが並立し、規則等策定委員会や各部の討議を通じてもついに共通の合意が形成されないまま今日に至った、という経緯がある。かような問題状況の下で、第2日午前、正式提案に先立ち、①諸科学の調和を崩さない範囲で緩やかな傾斜配分を考える、規則等策定委員会渡辺委員長の調整試案、②弾力的な対政府折衝の余地を求める、会長所見、③当面、各部同数

の暫定措置を可とする、有志意見（代表岡倉第2部会員）が紹介され、趣旨説明が行われた。これに対し、定数問題については本会議として既に十分な論議の蓄積があり、結論を延ばすべきでない旨の意見、複合・学際領域のために各部が供出する調整定数については、部を超えた定数として会長から関係の部に預けるという考え方を取るべきではないか、等の意見が述べられる一方「改革要綱」が公選制を前提としつつも傾斜配分を認めていたことの意味を巡って活発な質疑応答が交わされた。再び部会を挟んで総会が再開され、「政令対応に関する申合せ」（会長提案、提案4）、「各部定員に関する暫定措置について（申合せ）」（有志会員14名の共同提案、提案5）の両案が上程された。会長提案は、人文・社会科学部門と自然科学部門の総定数比率を40%と60%の傾斜に抑える一方、各部の基本定数を26名とし、28名の調整定数については学問や学・協会の実態を考慮して各部に再配分する、という前掲渡辺試案の方向を模索しつつも、各部暫定同数論も依然根強い状況の下で、「政府との協議にあたり本会議の意見をふまえ各部の定数の増減について0~10%という枠の中で弾力的に対処したい」とするものである。これに対し、有志提案は、問題が本会議の組織・運営の根幹に係るという基本認識に立って、更に十分な論議を尽くす必要があり、当面各部定数を同数としつつ「会長は、政府に対し、各部定員を同数とする政令を制定するよう交渉し、その実現を図る」旨の申合せを求めるものである。この両提案を巡って、多くの発言者から賛否両論の開陳があり、審議は白熱した。次いで採決に入り、まず会長提案が総投票数145、賛成71、反対67、白票7の僅差で否決され、一時休憩を挟み、有志提案もまた、投票総数137、賛成65、反対62、白票10で否決された。この微妙な事態は、210名・7部制という限られた枠の中で学問の高度な進展に対応し、定数問題を処理せざるを得ない本会議の苦悩を象徴している。ともあれ、多年にわたりくすぶり続けていた各部定数問題を巡って、総会の場で初めて卒直な意見が交わされ、卑近な数字の問題を介して格調高い学問論の展開が見られたことを幸いとしなければならない。

“二律背反の止揚を求めて”

第2日終了後開かれた運営審議会で三役は、定数問題に関し本会議の意思を明確に決し得なかった責任を取る形で辞意を表明したが、席上強い慰留を受けて総会最終日を迎える。第三日の冒頭、混迷を打開すべく、部長職にある7名の連名で、急きょ「部定数問題に関する政令対応についての要請（申合せ）」（提案6）が提案された。その内容は、「総会は、会長及び副会長が、昨日（6月20日）の第94回総会に提案された提案4及び提案5に対する表決の結果を配慮しつつ、対政府折衝にあたることを要請する。」というもので、1部長と5部長が議長席に着く手続上の異例もあったが、我が国学術の将来展望に立って、一見相隔たる提案4・提案5を止揚する方向の意見が相次ぎ、本提案は圧倒的多数で可決された。この結果を踏まえ、会長は、「いったんは辞任に傾いたが、かような要請を体して、引き続き折衝の任にあたりたい。」との決意を表明し、今総会の幕を閉じた。

15. 会 員 異 動 昭和59年2月～6月

<新入会員>

(①テーマ ②材料)

- | | | |
|--------|-------------|---|
| 菅 ひとみ | 熊大・教育 | ①始原生殖細胞の移住および誘引
②chick, mouse |
| 佐藤 栄治 | 熊大・理・生 | ①表皮活動電位, イオンチャンネル,
Electrical Coupling, 細胞周期
②アカハライモリ (卵) |
| 河野 剛志 | 愛媛大・理・生 | ①初期発生におけるカルシウム受容タンパクの
行動と役割
②ウニ, ヒトデ |
| 中島 陽子 | 慶応大・生 | ①棘皮動物胚形態形成の電顕的研究
②ウニ, ヒトデ |
| 浜田 義雄 | 基生研 | ①カイコ絹糸腺細胞における組織特異的な遺伝
子の発現機構
② <i>Bombyx mori</i> |
| 野田 節子 | 東海大・医・一解 | ①小腸絨毛の初期発生機構の解明
②ニワトリ胚 |
| 瀬口 春道 | 高知医大・二解 | ①テラトカルシノーマ幹細胞の分化機序, 哺乳
類生殖細胞の発生分化
②ヒト, マウス, ラット |
| 武口 洋幸 | 東大・理・動 | ①哺乳類胎児における器官形成
②ラット, マウス |
| 松下 晋 | 東女医大・生 | ①内胚葉性上皮の分化
②鳥類胚 |
| 和田 健之介 | 京大・理・生物物理 | ①発生と分化の数理モデル |
| 橋本 孝二 | 大阪市大・医・付属病院 | ①筋ジストロフィーマウス筋の再生能の研究
②マウス |
| 橋本 有弘 | 基生研・生殖 | ①卵成熟誘起機構, 有糸分裂誘起機構
② <i>Asterina pectinifera, Mus musculus</i>
<i>Rattus norvegicus, Xenopus laevis</i>
Culture cell |
| 小淵 洋一 | 京大・理・生物物理 | ①発生の数理モデル |
| 末光 敬子 | 早大・教・生 | ①ウニ初期胚発生における形態形成と分化
②ウニ |

<新入会員>

- 山口正晃 東大・理・臨 (①テーマ ②材料)
①ウニ胚初期発生におけるプロテオグリカンの役割
②ウニ
- 関村利朗 京大・理・生物物理 ①生物における形態形成
谷口泰史 東大・理・動 ①精子核クロマチン結合型プロテアーゼ
②ウニ
- 高橋淑子 京大・理・生物物理 ①細胞分化と遺伝子発現
②マウス, テラトカルシノーマ細胞
- 林茂生 京大・理・生物物理 ①発生の分子的メカニズムの解析
②ニワトリ, マウス
- 八田公平 京大・理・生物物理 ①細胞接着
②マウス
- 上田泰次 京大・理・生物物理 ①分化に伴う遺伝子の組織特異的な発現の調節
②ニワトリ
- 岡崎賢二 京大・理・生物物理 ①分化・決定の調節と遺伝子の発現との関係
②ニワトリ, マウス
- 横永剛一 国立療養所刀根山病院 ①筋, 神経
②マウス
- 天野^{としかず}寿一 愛媛大・理・生 ①ウニ胚一次間充織細胞の骨片形成とコラーゲンの受精
②ウニ, ヒトデ
- 前野貢 北大・理・動 ①胚におけるリンパ球の起源
②*Xenopus laevis*
- 宇^{すく}宿源太郎 熊大・体質医学研・病理 ①細胞間マトリックスと細胞分化
②ラット未熟脂肪組織
- 堀口^{つよし}毅 日大・松戸歯・生 ①無尾両生類の変態時における尾部組織の形態学(微細構造)的变化, 無尾両生類の体節および, 尾部組織の発生過程における形態学的変化
②無尾両生類幼生,
(*Rana japonica*, *R. catesbeiana*)
- 梶原裕二 環境庁国立水俣病研究センター ①哺乳類初期胚に対する毒物(水銀等)の影響の病理学的研究
②マウス, ラット

<新入会員>

		(①テーマ ②材料)
いの 猪山 賢一	熊大・体質医学研・病理	①脂肪細胞の分化と血管新生 ②ラット未熟脂肪組織
御子柴 克彦	慶応大・医・生理	①哺乳類神経系キメラ解析。脳发育障害のマウスの神経化学的解析 ②マウス, ラット
白井 浩子	基生研	①放卵・卵成熟機構 ②ヒトデ, イトマキヒトデ
小野 裕之	東北大・農・農化	①W-クロマチンの潜在遺伝子機能 ②ニワトリ
森岡 瑞枝	東大・理・動物	①初期発生におけるDNA合成 ②ウニ
豊原 治彦	京都大・農・水産	①卵の成熟・発生におけるプロテアーゼの機能
小林 弘治	東海大・海洋科学博物館	①雌雄同体性 ②海産魚類
宮崎 徹	東大・医・医学科 (自)	〒113 文京区西片 2-2-13-104 ①人胎児の腸管顆粒細胞 (主に基底顆粒細胞) の発生分化。植物の発生 ②人胎児 (8W-12W) の腸管
浜崎 正雄	久留米大・医・二解	①精子発生。精祖細胞の分類, 形態と分布 ②ラット
佐々木 克典	横浜市大・医・解	①脾臓の再生 ②ラット
佐藤 浩	愛知県心障者コロニー発達障害研	①神経系の発生と分化 ②ラット
松田 良一	都立大・理・生	①ウニ胚の初期発生における特異的遺伝子の発現機構。ニワトリ骨格筋細胞の増殖制御について ②ウニ <i>Hemicentrotus pulcherrimus</i> ニワトリ <i>Gallus gallus var domesticus</i>
* しょう 間 正理 恵	京大・理・動	①両生類の初期発生 ② <i>Xenopus laevis</i>
三浦 正治	鹿児島大・理	①細胞分化 ②ウニ
竹本 けい 経緯子	京大・理	①分化の細胞生物学的研究 ②細胞性粘菌 <i>Dictyostelium discoideum</i>

<新入会員>

渡辺 隆 愛知教育大

南川 玲子 都臨床医学研・医療工学

島田 和典 熊本大・医・生化I

西嶋 克司 九大・歯・口腔1解

(①テーマ ②材料)

①魚類における受精に関与する物質について

②メダカ *Oryzias latipes*

①胚発生過程の解析

②*Caenorhabditis elegans*

①哺乳動物細胞初期分化の調節機構

②哺乳動物培養細胞

①脊椎動物の口の開通機構

②イモリ, アフリカツメガエル

<新入賛助会員>

明治乳業株式会社 岩城硝子株式会社

<退会会員>

金谷 晴夫 (S59. 2.13逝去), 北沢 龍郎, 杉本 正信, 平井 説郎 (S58. 12. 18逝去), 野口 武彦 (S58. 11. 24逝去), 平林 民雄, 福井 義夫, 帯刀 章子, 中沢 信午, 平良 珠美子, 山本 喜一郎 (S58. 7月逝去), 庄 司 敬

<住所変更>

	新	旧
渥美 忠男	理化研, 分子腫瘍	ガン研
介井 裕	〒815 福岡市南区中尾1-23-10	京大・農
唐沢 容子	基生研	名大・分子生物研施
川原 浩通	国立予防衛生研	北大・理・動
小穴 孝夫	東大・応徴研	国際基督教大
小山 洋道	横浜市大・医・二解	筑波大・臨海
杉本 幸隆	福岡歯大・一口腔解	京大・理・動
鈴木 通世	〒125 東京都西多摩郡羽村町羽2147-5	名大・理・生
玉手 英利	山形大・医・二生化	東北大・理・生
中塚 光史	東宝薬品(株)京都研究所	
中辻 憲夫	明治乳業(株)研究所	MRC MAMMALIAN DEVELOP. UNIT.
羽地 達次	福岡歯大・生化	阪大・微生物病研
村川 新十郎	〒951 新潟市関屋松波町3-292	新潟大・理・生

16. 日本発生生物学会会則

会則は本則・付則・選挙細則よりなる。

本 則

第1条 本会は日本発生生物学会（Japanese Society of Developmental Biologists：略称はJ S D B）という。

第2条 本会は発生生物学の進歩と普及をはかることを目的とする。

第3条 本会はその目的を達成するために次の事業を行なう。

1. 欧文誌の刊行
2. 大会の開催
3. その他本会の目的達成に必要な事業

第4条 本会の会員は通常会員、賛助会員の2通りとする。

1. 通常会員は本会の趣旨に賛同し、所定の手続を経て、通常会費を納めたもので、欧文誌などの刊行物の配布を受ける。また、大会での研究発表の申し込みをすることができ、総会の議事に参加することができる。
2. 賛助会員は本会の趣旨に賛同し、本会の承認をうけ、所定の賛助会費を納めた個人または法人で、欧文誌などの刊行物の配布をうける。

第5条 本会には次の役員をおく。

会長1名・運営委員若干名・幹事若干名（うち幹事長1名）・欧文誌編集委員若干名（うち編集主幹1名）・会計監査2名

1. 会長は本会を代表し、会務を統べる。任期は2年とし、連続3期つとめることはできない。
2. 会長および運営委員は運営委員会を構成し、本会の要務を審議し会の運営にあたる。運営委員会は会長・3名以上の運営委員・30名以上の通常会員のいずれかの要請により開かれる。運営委員の任期は2年とし連続3期をつとめることはできない。会長が不測の事故などによりその任務を遂行できなくなった時は、運営委員会の議を経て会長代行をおくことができる。
3. 幹事長および幹事は会長を助けて庶務・会計などの日常の会務を処理する。
4. 会計監査は前年度の決算を監査する。
5. 欧文誌の編集主幹および編集委員は編集委員会を構成し、編集に関しての一切の責任を負う。編集主幹および編集委員の任期は3年とする。

第6条 本会の会計年度は1月1日に始まり同年の12月31日に終る。

第7条 本会は原則として年1回定時総会を開き、会務を協議し、議決する。なお会長が必要と認めるときには、臨時総会を開くことができる。

第8条 本会は定時総会のとき大会を開き研究発表などを行う。大会には大会委員長1名と大会委員若干名をおく。大会委員長は会長が委嘱し、大会委員は大会委員長が委嘱する。大会の運営は大会委員長の責任において行なう。

第9条 通常会員が会費を1年以上滞納したときには除名することができる。

第10条 本会は地方支部をおくことができる。

第11条 本会の会則の変更は総会において協議し、出席会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

付 則

第1条 本会の事務所は運営委員会の議をへて会長が委嘱する。

第2条 会費は次の通りとする。

1. 通常会員は年額8,000円を年度始めに納入する。
2. 賛助会員の賛助費は年額20,000円以上とする。

第3条 会長および運営委員の選出方法は次の通り定める。

1. 会長および運営委員(14名)は、通常会員の投票により選出される。その際、会員はそれぞれ若干名の候補者を推薦することができる。
2. 選挙の管理は運営委員会が委嘱した選挙管理委員(3名)が行なう。

第4条 幹事長および幹事は会長が委嘱し、運営委員会の承認をうける。

第5条 欧文誌の編集主幹は運営委員会が委嘱する。編集委員は12名とし、まず運営委員会が3名を選び、残り9名は編集主幹が指名する。

第6条 会計監査は運営委員会の議を経て会長が委嘱する。

第7条 本則第3条3項に定める事業を行なうために、委員会を設けることができる。

委員は会長が委嘱し、うち1名を委員長とする。

第8条 運営委員会は少なくとも10年毎に、広く会員の意見を聞き、本会のあり方に関して根本的な再検討を加えねばならない。

第9条 本会則は昭和47年1月1日より施行する。

申し合わせ事項

1. 毎年1月1日から総会までの会の運営は会長の責任による暫定予算によって執行し、その会計年度の予算とともに総会で承認を受ける。
2. 日本発生物学会発足10年目の反省に基づき、会長は、上記の選出方法によって選出された委員以外に3名以内の委員を別に委嘱することができる。

脚注1：1971年8月25日第4回総会にて承認。

脚注2：付則の第1条、第2条、第3条は昭和49年6月22日、第7回総会に於て変更した。

脚注3：昭和51年5月28日、第9回総会に於て前文を追加、本則第5条、第11条、付則第3条を

変更した。

脚注4：昭和57年5月28日、第15回総会に於て付則第2条、第5条を変更した。

会長選挙施行細則

第1条 本細則は会則に定められた会長の選出に関する手続である。

第2条 選挙の施行に関する一切の管理は選挙管理委員（委員は委員会を構成し、1名を委員長とする）の責任の下で行なう。

第3条 選挙は通常会員の単記無記名投票によって行なう。

1. 投票用紙は選挙管理委員会所定のものに限り、所定の期日までに到着するよう郵送されなければならない。
2. 投票用紙には被投票者の姓名を明記すること。ただし、同姓同名の被選挙人が2名もしくはそれ以上ある場合は、住所・所属機関などを付記すること。

第4条 第3条に従って記載された投票を有効とする。ただし、2人もしくはそれ以上記名されたり、なに人を指すか判別不可能な記名があった場合は無効とする。その他の有効・無効についての決定は選挙管理委員の協議によって行なう。

第5条 第1次選挙において有効投票の適半数を得たものを当選者とする。過半数を得たものがないばあいは得票数の多いもの3名を第2次選挙の候補者とする。ただし、上位3番目までに同数得票者があり、その総数あるいはそれより上位の得票者を含めた数が4あるいは、それを越える場合には、これら同数得票者を第2次選挙の被選挙人とし、第3条に従って単記無記名投票とする。

第6条 第2次選挙において最多票を得たものを当選とする。ただし、最多得票数が2名もしくはそれ以上ある場合は管理委員の抽選によって当選者を決定する。

第7条 選挙の結果はただちに会長に報告され、当選者への通知は選挙管理委員長名で行われる。

運営委員選挙施行細則

第1条 本細則は、会則に定められた運営委員の選出に関する手続である。

第2条 （会長の場合と同じ——省略）

第3条 選挙は通常会員の14名連記無記名投票によって行なわれる。

1. 投票用紙は選挙管理委員会が定めたものに限り所定の期日までに到着するよう郵送されなければならない。
2. 投票は14名連記とし、被投票者の姓名を明記すること、ただし、同姓同名の被選挙人が2人もしくはそれ以上ある場合は、住所・所属機関などを付記すること。

第4条 第3条に従って記載された投票を有効とする。その他の有効・無効についての決定は選挙管理委員の協議によって行なう。

第5条 当選者は得票数の多いもの14名とする。ただし、得票数で上位番14日までに同数得票者があり、その総数あるいはそれより上位の得票者を含めた数が15あるいはそれを超える場合は下位の同数得票数について選挙管理委員の抽選により当選者を決定する。

第6条 会長が運営委員より選ばれた場合は次点者をくりあげる。

第7条 (会長の場合と同じ——省略)

〔賛助会員〕五十音順

岩城硝子株式会社 (〒100 千代田区丸の内3-2-3)

株式会社 小澤製作所豊田営業所 (〒471 豊田市広久町5-27-4)

合資会社 木下理化工器製作所 (〒460 名古屋市中区千代田5-22-11)

グリーン洋書株式会社 (〒211 川崎市幸区小倉610-1-506)

株式会社 商新名古屋営業所 (〒462 名古屋市中区謹旗町1-6 志賀コーポ101)

日製産業株式会社 (〒453 名古屋市中村区名駅4丁目6-18 名古屋ビル内)

株式会社 培風館 (〒102 千代田区九段南4-3-12)

ペクトン・ティッキンソン・オーバースーズ Inc. (〒107 港区赤坂8-5-34 島藤ビル)

明治乳業株式会社 (〒104 中央区京橋2-3-6)

三菱化成生命科学研究所 (〒194 町田市南大谷11号)

理工学社 (〒113 文京区本駒込5-9-10)

和研薬株式会社 (〒606 京都市左京区北白川西伊織町25)

三菱化成

なか しべ っ
中標津血清

ライフインダストリーの三菱化成が採血から濾過まで一貫国内生産
最終濾過は孔径0.1 μ mのメンブレンフィルター使用

準胎児血清

生後24時間以内で初乳を飲む前の新生仔牛から採血

新生仔牛血清

生後2週間以内の新生仔牛から採血

成牛血清

1.5才以上の牛から採血

ARMOUR血清

Armour Pharmaceutical Company (U.S.A.) 製造

胎児血清

(Rehatuin® F.S.)

仔牛血清

生後16週間以内の仔牛から採血

何れもロットチェック用サンプルを提供致します。



三菱化成工業株式会社 医薬事業部

〒100 東京都千代田区丸の内2-5-2(三菱ビル)
☎03(283)6791(直通)

大阪支店化成品部門
☎06(208)4560(直通)

東京支店化成品部門
☎03(283)6100(直通)

名古屋支店化成品部門
☎052(562)2556(直通)

九州支店化成品部門
☎092(291)8891

高圧蒸気滅菌可能な組織培養用粉末培地の
パイオニア日水製薬



JUST PUT IT
INTO YOUR AUTOCLAVE

日水製薬が高圧蒸気滅菌可能な組織培養培地を開発し、
日本で特許品として広めてから約10年。
成分、細胞増殖支持力を損なうことなく、
大量かつスピーディーに高圧蒸気滅菌できる日水の組織培養培地は、
バイオテクノロジーの研究が脚光を浴びている昨今、時代の要求に見事に応えました。
日水製薬は、常に先駆者として、
すぐれた組織培養培地の開発に取り組んでおります。

日水の高圧蒸気滅菌可能な組織培養培地群

イーグルMEM培地

RPMI 1640培地②

イーグルBME培地

ダルベッコ変法イーグル培地②



製造発売元

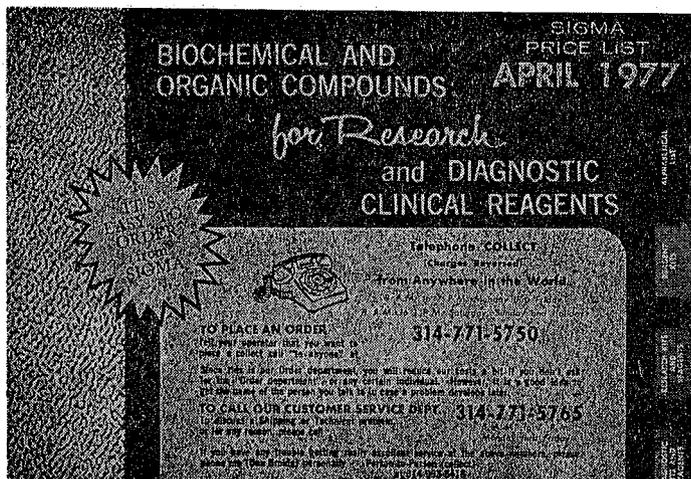
日水製薬株式会社

本社 〒170 東京都豊島区巢鴨2-11-1

電話 03(918)8161(代)

営業所 東京・大阪・名古屋・広島・福岡・仙台・札幌

高圧蒸気滅菌可能な培地についてのお問い合わせは、上記に



SIGMA シグマ製品がブーンと お求めやすくなりました!

日本特殊薬品では、アメリカ・シグマ社と代理店契約を結び、シグマ社最新カタログの全製品を、下記の要領で簡単にお求めいただけます。

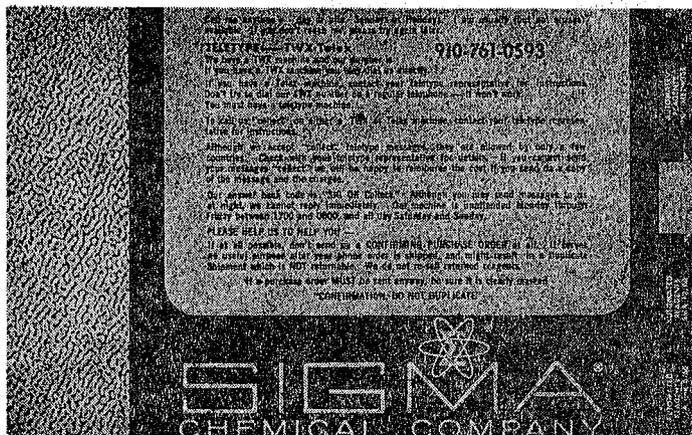
●シグマ社の製品一切は、ご使用者への直結販売にかぎりません。●遠隔地への送品には、荷造り・送料を実費申し受けます。少量の場合には、代金引換えにてお願いすることがあります。●汎用品はできるだけ常備していますが、品切れ、その他の場合は約1カ月のうちに取りよめます。(船便のときは約2カ月後)

お問い合わせは下記へ

〈シグマ社受権代理店〉

日本特殊薬品株式会社

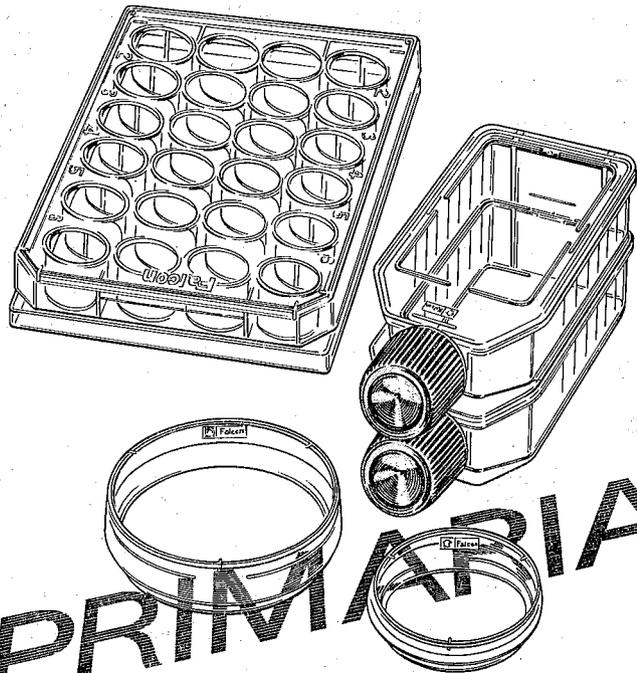
大阪市西区京町堀1丁目8番22号 (〒550) ☎06(448)2261(代表)
私信箱番号 (〒530-91) 大阪中央局第755号



新発売

全く新しい表面処理!

プライマリアは、初代培養、継代培養が難しい細胞の培養のために、ファルコンが開発した全く新しい表面処理の組織培養器具です。
コラーゲンや他の細胞付着因子のコーティングが不要な、新しい世代の組織培養器具、プライマリアは、ファルコンからお届けします。



~~~~~  
ファルコンプライマリアについてのお問い合わせ、  
サンプル、資料ご希望の方は、当雑誌名をご記入  
のうえ、下記弊社までご請求ください。  
~~~~~

PRIMARIA プライマリア

ファルコン組織培養器具

**BECTON
DICKINSON**

輸入販売元

Becton Dickinson Overseas Inc.

ベクトン、ディッキンソン オーバーシーズ インク
〒107 東京都港区赤坂 8-5-34 島藤ビル TEL 03(403)9991(代)

●BD、ファルコン、Falcon PRIMARIAはベクトン、ディッキンソン アンド カンパニーの商標です

●Becton Dickinson Labwareはベクトン、ディッキンソン アンド カンパニーの事業部です



製造元

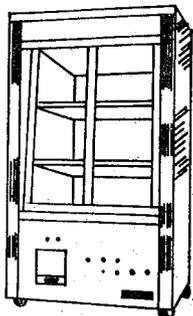
Becton Dickinson Labware

ベクトン、ディッキンソン ラブウェア事業部
Division of Becton Dickinson and Company

NK式生物研究用機器

NK式電気低温恒温器(送風循環型)

高精度普及型

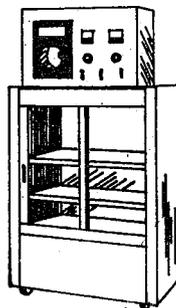


型式	LP-100 -S型	LP-150 -S型	LP-200 -S型
仕様			
内法 間口×奥行 ×高さ%	460×380 ×490	560×380 ×670	660×410 ×670
温度 範囲	+5℃ ~45℃	+5℃ ~45℃	+5℃ ~45℃
価格	26万円	30.5万円	32万円

※その他いろいろなタイプがあります。

NK式プログラム電気低温恒温器(送風循環型)

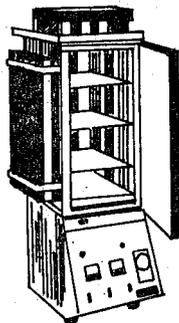
四季の温度がプログラムで自在に再現できます!



型式	LP-150 -3P	LP-200 -3P	LP-300 -3P
仕様			
内法 間口×奥行 ×高さ%	460×880 ×480	560×380 ×670	660×410 ×670
温度 範囲	+5℃ ~45℃	+5℃ ~45℃	+5℃ ~45℃
価格	49.8万円	53.5万円	60万円

NK式人工気象器

植物の育成、小動物(昆虫)飼育の本格派!

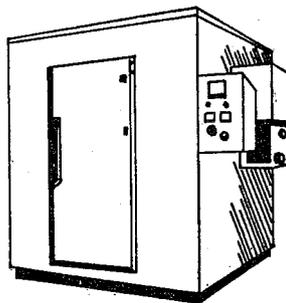


型式	LH-100 -RD型	LPH-100 -RD型	LH-100 -RDP型
仕様			
内法 間口×奥行 ×高さ%	360×350 ×680	360×350 ×680	360×350 ×680
温度 範囲	+5℃ ~45℃	+10℃ ~45℃	+5℃ ~45℃
価格	温度のみ 47万円	温・湿度付 73万円	プログラム付 66万円

※その他いろいろなタイプがあります。

NK式プレハブ電気低温恒温槽

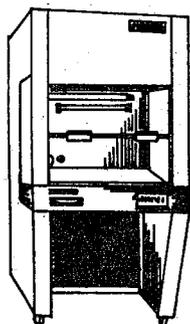
組立、移設、増設が思いのまま!



精密型

- LH型+5℃~45℃
価格1坪1,190,000円
より各種
 - LP型+18℃~45℃
価格1坪1,290,000円
より各種
- ※詳細はプレハブシリーズカタログをご請求下さい。

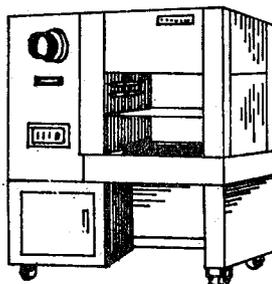
NK式クリーンベンチ(垂直層流型)



NKB-VS-850
¥780,000
NKB-VS-1300
¥880,000

NK式クリーンベンチ(垂直層流両面型)

無菌作業の能率アップに!



NKB-VW-850
¥1,200,000
NKB-VW-1300
¥1,500,000



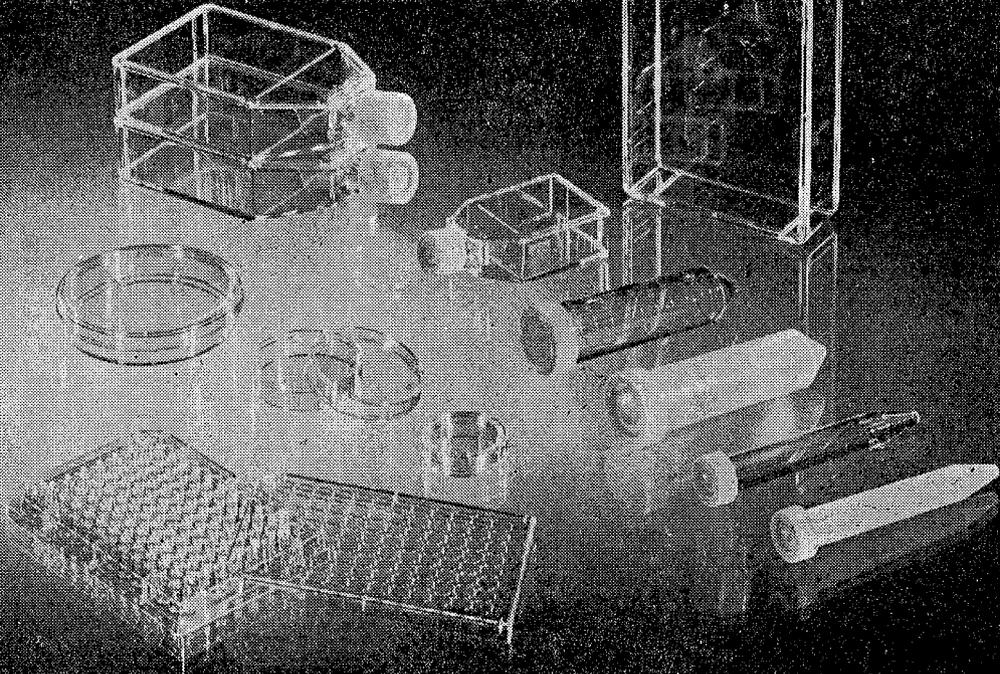
株式会社 日本医化器械製作所

本社 〒550 大阪市西区江戸堀1丁目19番24号 電話 大阪 06(443)0712代
 東京営業所 〒183 東京都府中市緑町7053-4 電話 府中 0423(65)3245代
 工場 〒583 羽曳野市駒ヶ谷5番地47号 電話 羽曳野0729(58)1919代

CORNING

組織培養用プラスチック製品

ご満足いただけないCORNING組織培養用プラスチック製品は、無償でお取替えることをお約束します。



PYREX[®]のコーニングが提供する組織培養用プラスチック製品は
実験のバラツキを解消します。

●無菌生産

コーニングの組織培養用製品は、無菌環境で作られています。このため、細菌は勿論、機械油の蒸気やほこり等の付着もなく、培養特性が安定しています。

●フォームラック

コーニングの遠沈管・培養管には、フォームラック付きがあります。収納や運搬に便利なうえ、ガタツキがないため傷をつけることがなく、沈澱物が再浮遊する心配もありません。

●100%リークテスト

コーニングのフラスコは、全数圧力試験を行っております。また厚手に成形されているので、リークやクラックの心配はありません。

●ダブルシールキャップ

ダブルシールキャップは、容器の口部内側と端部の2箇所ですり合わせるもので、漏洩を完全に防ぎます。

●クロスコンタミネーション防止

マイクロプレートは、孔が独立しており、クロスコンタミネーションの危険がありません。

CODE	品名	品種	個/パック	個/ケース	材質(本体)	表面処理	滅菌	備考
25000	ベトリ皿	35φ×10mm	20	500	スチロール樹脂	○	無菌生産	
25010		60φ×15mm	20	500	"	○	"	
25020		100φ×20mm	20	500	"	○	"	
25100	フラスコ	25cm ³ (70mℓ)	20	300	スチロール樹脂	○	無菌生産	カントネック、ダブルシールキャップ
25110		75cm ³ (270mℓ)	5	100	"	○	"	"
25120		150cm ³ (600mℓ)	5	40	"	○	"	"
25140	ローラー ボトル	850cm ³ (2350mℓ)	2	36	スチロール樹脂	○	γ線	ダブルシールキャップ
25200	培養管	16φ×125ラック付	50	500	スチロール樹脂	○	無菌生産	ダブルシールキャップ
25310	遠沈管	15mℓラック付き	50	500	スチロール樹脂	-	γ線	許容過力1800 G、ダブルシールキャップ
25330		50mℓラック付き	25	300	ポリプロピレン	-	E T O	" 5000 G "
25820	マイクロ プレート	24孔、平底、蓋付き	1	50	スチロール樹脂	○	γ線	
25860		96孔、平底、蓋付き	1	50	"	○	"	

●表面処理は、親水性と細胞親和性を与えるもので、コーティングではありません。
●E T Oは、エチレンオキシド・ガス滅菌です。
●詳細はカタログをご請求ください。

岩城硝子株式会社

本社/ 〒100 東京都千代田区丸の内3-2-3 (富士ビル)

本社販売部 ☎ 03(214)7401(代)

大阪支店 ☎ 06(362)6291(代)

名古屋支店 ☎ 052(211)3855(代)

九州支店 ☎ 092(451)5606(代)

広島支店 ☎ 082(248)0293(代)

札幌営業所 ☎ 011(221)3477(代)